

### 第3 耐用年数の適用等に関する取扱通達関係

昭和45年5月25日付直法4-25ほか1課共同「耐用年数の適用等に関する取扱通達」の制定について（法令解釈通達）のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

#### 一 省略用語例

改 正 後	改 正 前
<b>省略用語例</b>	<b>省略用語例</b>
耐用年数の適用等に関する取扱通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。	耐用年数の適用等に関する取扱通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。
法 …………… 法人税法	法 …………… 法人税法
令 …………… 法人税法施行令	令 …………… 法人税法施行令
規則 …………… 法人税法施行規則	規則 …………… 法人税法施行規則
省令 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令	省令 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令
別表第○ …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第○	別表第○ …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第○
旧別表第二 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年財務省令第32号）による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二	旧別表第二 …………… 減価償却資産の耐用年数等に関する省令の一部を改正する省令（平成20年財務省令第32号）による改正前の減価償却資産の耐用年数等に関する省令別表第二
基本通達 …………… 昭和44年5月1日付直審（法）25 法人税基本通達	基本通達 …………… 昭和44年5月1日付直審（法）25 法人税基本通達
	<u>連結納税基本通達</u> …… <u>平成15年2月28日付課法2-3ほか1課共同連結納税基本通達</u>
日本標準産業分類 …… 日本標準産業分類（総務省統計局統計基準部編）	日本標準産業分類 …… 日本標準産業分類（総務省統計局統計基準部編）

#### 二 目 次

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>第 5 章 <u>その他</u></p> <p>.....</p>	<p>.....</p> <p>第 5 章 <u>単体納税に係るその他の取扱い</u></p> <p>第 6 章 <u>連結納税に係る取扱い</u></p> <p>.....</p>

### 三 中古資産の耐用年数

改 正 後	改 正 前
<p>(中古資産の耐用年数の見積法及び簡便法)</p> <p>1-5-1 中古資産についての省令第3条第1項第1号に規定する方法（以下1-7-2までにおいて「見積法」という。）又は同項第2号に規定する方法（以下1-5-7までにおいて「簡便法」という。）による耐用年数の算定は、その事業の用に供した事業年度においてすることができるのであるから当該事業年度においてその算定をしなかったときは、その後の事業年度においてはその算定をすることができないことに留意する。</p> <p>㊦ 法人が、法第72条第1項に規定する期間（<u>当該法人が通算子法人である場合には、同条第5項第1号に規定する期間。</u>以下「<u>中間期間</u>」という。）において取得した中古の減価償却資産につき法定耐用年数を適用した場合であっても、当該<u>中間期間</u>を含む事業年度においては当該資産につき見積法又は簡便法により算定した耐用年数を適用することができることに留意する。</p>	<p>(中古資産の耐用年数の見積法及び簡便法)</p> <p>1-5-1 中古資産についての省令第3条第1項第1号に規定する方法（以下1-7-2までにおいて「見積法」という。）又は同項第2号に規定する方法（以下1-5-7までにおいて「簡便法」という。）による耐用年数の算定は、その事業の用に供した事業年度においてすることができるのであるから当該事業年度においてその算定をしなかったときは、その後の事業年度（<u>その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度</u>）においてはその算定をすることができないことに留意する。</p> <p>㊦ 法人が、法第72条第1項に規定する期間（以下「<u>中間事業年度</u>」という。）において取得した中古の減価償却資産につき法定耐用年数を適用した場合であっても、当該<u>中間事業年度</u>を含む事業年度においては当該資産につき見積法又は簡便法により算定した耐用年数を適用することができることに留意する。</p>

改 正 後	改 正 前
<p>(中古資産の耐用年数を簡便法により算定している場合において法定耐用年数が短縮されたときの取扱い)</p> <p>1-5-7 法人が、中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その取得の日の属する事業年度後の事業年度においてその資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の省令の規定が適用される最初の事業年度において改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することを認める。</p> <p>(注) .....</p>	<p>(中古資産の耐用年数を簡便法により算定している場合において法定耐用年数が短縮されたときの取扱い)</p> <p>1-5-7 法人が、中古資産を取得し、その耐用年数を簡便法により算定している場合において、その取得の日の属する事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> 後の事業年度においてその資産に係る法定耐用年数が短縮されたときには、改正後の省令の規定が適用される最初の事業年度において改正後の法定耐用年数を基礎にその資産の耐用年数を簡便法により再計算することを認める。</p> <p>(注) .....</p>

#### 四 特別な償却率の認定

改 正 後	改 正 前
<p>(特別な償却率による償却限度額)</p> <p>4-3-3 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) 映画用フィルム 取得価額に当該フィルムの上映日から当該事業年度終了の日までに経過した期間の月数に応ずる特別な償却率(当該事業年度前の事業年度において上映したフィルムについては、当該特別な償却率から当該事業年度直前の事業年度終了の日における特別な償却率を控除した率)を乗じて計算した金額とする。</p>	<p>(特別な償却率による償却限度額)</p> <p>4-3-3 .....</p> <p>(1) .....</p> <p>(2) .....</p> <p>(3) .....</p> <p>(4) 映画用フィルム 取得価額に当該フィルムの上映日から当該事業年度終了の日までに経過した期間の月数に応ずる特別な償却率(当該事業年度前の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当該連結事業年度)</u> において上映したフィルムについては、当該特別な償却率から当該事業年度直前の事業年度 <u>(その事業年度が連結事業年度に該当する場合には、当</u></p>

改 正 後	改 正 前
<p>.....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p>	<p><u>該連結事業年度</u> 終了の日における特別な償却率を控除した率) を乗じて計算した金額とする。</p> <p>.....</p> <p>(5) .....</p> <p>(6) .....</p>

五 その他

改 正 後	改 正 前
<p>第5章 <u>その他</u></p> <p>(中間期間における償却率等)</p> <p>5-1-2 .....</p>	<p>第5章 <u>単体納税に係るその他の取扱い</u></p> <p>(中間事業年度における償却率等)</p> <p>5-1-2 .....</p>

六 連結納税に係る取扱い

改 正 後	改 正 前
<p>(廃止)</p> <p>(廃止)</p>	<p style="text-align: center;"><u>第6章 連結納税に係る取扱い</u></p> <p><u>(連結納税に係る取扱い)</u></p> <p><u>6-1-1 連結法人が連結納税に係る申告を行う際の耐用年数の適用等に関する取扱いについては、第1章から第5章までの取扱いを準用する。この場合において、それぞれ次に掲げる取扱いについては、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>1-5-1の②中「法第72条第1項」とあるのは「法第81条の20第1項」</u></p>

改 正 後	改 正 前
	<p><u>と読み替えるものとし、それ以外の第1章から第5章までの条項の規定は連結法人が法第81条の3第1項(個別益金額又は個別損金額)の規定により同項の個別益金額又は個別損金額を計算する場合のこれらの条項の規定をいうことに留意する。</u></p> <p>(2) <u>1-1-8の(2)の「申出」は、当該連結法人に係る連結親法人が行うものとする。</u></p> <p>(3) <u>1-1-9の「確認」は、当該連結法人に係る連結親法人が納税地の所轄税務署長(当該連結親法人が国税局の調査課所管法人である場合には、所轄国税局長)から受けるものとする。</u></p> <p>(4) <u>1-1-8中「基本通達7-5-1」とあるのは「連結納税基本通達6-5-1」と、1-7-1中「基本通達7-4-4の(2)のロ」とあるのは「連結納税基本通達6-4-4の(2)のロ」と、2-2-7の(1)の(㊦)中「基本通達8-1-3又は8-1-4」とあるのは「連結納税基本通達7-1-3又は7-1-4」と、2-3-23の(㊦)中「基本通達7-8-8」とあるのは「連結納税基本通達6-8-9」とする。</u></p>